

令和3年5月7日

知立中学校保護者の皆様

知立市立知立中学校長
尾 崎 淳 一

「まん延防止等重点措置」を踏まえた本校の対応等について

薫風の候、皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃は、本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本校の新型コロナウイルスの感染予防につきましては、愛知県には新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」が適用されていることを踏まえて、下記のとおり実施しておりますので御確認ください。

引き続き、十分な対策を行って教育活動を進めてまいりますので、お力添えをお願いいたします。

記

1 学校運営の基本方針

感染状況に応じた感染防止対策を徹底しながら、教育活動を継続していく。

2 校内における感染防止対策の徹底

- (1) 給食は対面にならないようにし、会話をしないように特に指導を徹底する。食事後は、速やかにマスクを着用するように指導する。
- (2) 「3密」と「大声」の回避、こまめな手洗い、咳エチケットを徹底するように指導する。
- (3) 教室等の常時換気を実施する。

2 教育活動上の対応

(1) 中止とする活動について

「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は行わない。

- ・ 各教科等に共通する活動として、「生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・ 理科における「生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・ 音楽における「室内で生徒が近距離で行う合唱及びリコーダー等の楽器演奏」
- ・ 美術における「生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・ 技術・家庭における「児童生徒が近距離で活動する調理実習」

- ・ 保健体育における「生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(2) 修学旅行等について

修学旅行等の宿泊を伴う行事は、旅行先の感染状況を確認し、必要に応じて目的地や内容を見直す等、感染防止対策を徹底した上で、適切に実施する。

(3) 学習活動について

教室等においては、生徒の間隔を、1メートルを目安に学級内で最大限確保する。

(4) 部活動について

- ・ 対外的な練習試合、合同練習は、地域の感染状況を踏まえて、活動時間や活動場所を慎重に検討しながら、感染防止対策を講じた上で実施する。
- ・ 大会や公式戦等への参加は、周辺地域の感染状況を踏まえて、活動時間や活動場所を慎重に検討しながら、感染防止対策を講じた上で実施する。
- ・ 生徒が密集したり、近距離で組み合ったり接触したりする活動、発声や演奏する活動については、間隔を空けて行うことができる活動に替える等の工夫をする。
- ・ 活動の開始時と終了時に、生徒の健康状態の把握や感染防止対策指導を行うとともに、活動中は教員が必ず立ち会い、感染防止対策の徹底を図る。また、教員が立ち会うことができない場合は実施しない。
- ・ 可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させ、感染リスクの低い活動を短時間で個人や少人数によって実施する。
- ・ 部室の使用は荷物の搬入・搬出、保管及び少人数での更衣のみとし、短時間でを行うよう指導する。また、可能な限り換気をする。

3 その他

新型コロナウイルス感染症の件で、学校に連絡がありましたら、以下の連絡先の順にお電話ください。

① 知立市立知立中学校 (0566) 81-1370

② 知立中学校契約携帯電話 (080) 4297-1089

③ 知立市教育委員会学校教育課 (0566) 83-1111

※ ①の電話につながらない場合、②、③の順に御連絡ください。

(本件連絡先)

知立市立知立中学校 教頭 山頼 豊

電話 (0566) 81-1370